

年 月分

年金

診断書(精神の障害用)

様式第120号の4

○裏面の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。
○本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、記入する必要はありません。

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(フリガナ) ① 氏 名		生年月日		明 昭 平	年 月 日生 (歳)	性別	男・女
② 住 所		住所地の郵便番号	都 道 府 県	郡 市 区			
③ 傷病名		ICD-10コード ()		診療回数	年間	回、月平均	回
④ 最近一年間の治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他の参考となる事項							
⑤ これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)		ア 発育・養育歴		イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校 (普通学級・特別支援学級) その他		ウ 職歴	
エ 治療歴(最近5年間の治療歴を記入してください。書ききれない場合は⑨「備考」欄に記入してください。同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)		
	年 月～ 年 月	入院・外来					
	年 月～ 年 月	入院・外来					
	年 月～ 年 月	入院・外来					
	年 月～ 年 月	入院・外来					
	年 月～ 年 月	入院・外来					
⑥ 障 害 の 状 態 (平成 年 月 日 現症)							
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字にチェックしてください。)				イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください			
<p>前回の診断書の記載時との比較 (前回の診断書を作成している場合は記入してください。)</p> <p>1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明</p> <p>I 抑うつ状態</p> <p>1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分</p> <p>4 自殺企図 5 希死念慮</p> <p>6 その他 ()</p> <p>II そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性</p> <p>4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想</p> <p>7 その他 ()</p> <p>III 幻覚妄想状態等</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害</p> <p>5 著しい奇異な行為 6 その他 ()</p> <p>IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減裂思考</p> <p>5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応</p> <p>8 その他 ()</p> <p>V 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退</p> <p>4 その他 ()</p> <p>VI 意識障害・てんかん</p> <p>1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もろろ 4 錯乱</p> <p>5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他 ()</p> <p>・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照</p> <p>1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D)</p> <p>2 てんかん発作の頻度 (年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)</p> <p>VII 知能障害等</p> <p>1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度</p> <p>2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度</p> <p>3 高次脳機能障害</p> <p>ア 失行 イ 失認</p> <p>ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害</p> <p>4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他 ()</p> <p>5 その他 ()</p> <p>VIII 発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害</p> <p>3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他 ()</p> <p>IX 人格変化</p> <p>1 欠陥状態 2 無関心 3 無為</p> <p>4 その他症状等 ()</p> <p>X 乱用、依存等(薬物等名:)</p> <p>1 乱用 2 依存</p> <p>XI その他 []</p>							

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを選んでチェックしてください。) 入院・ 入所・ 在宅・ その他() (施設名) 同居者の有無(有・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) []</p> <p>2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事 — 配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 とはできないが助言や指 できない若しくは行 要とする 導があればできる わない</p> <p>(2) 身の清潔保持 — 洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 とはできないが助言や指 できない若しくは行 要とする 導があればできる わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物 — 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で 買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 おおむねできるが時 助言や指導があれば 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる できない若しくは行 要とする わない</p> <p>(4) 通院と服薬(要・ 不要) — 定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝える ことができるなど。 おおむねできるが時 助言や指導があれば 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる できない若しくは行 要とする わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係 — 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団 的行動が行えるなど。 おおむねできるが時 助言や指導があれば 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる できない若しくは行 要とする わない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応 — 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異 なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを 含めて、適正に対応することができるなど。 おおむねできるが時 助言や指導があれば 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる できない若しくは行 要とする わない</p> <p>(7) 社会性 — 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生 活に必要な手続きが行えるなど。 おおむねできるが時 助言や指導があれば 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 きる できない若しくは行 要とする わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度(該当するもの一つにチェックしてください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に 記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してくだ さい。</p> <p>(精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したり すると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来 ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少な い、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管 理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが 必要な場合など。)</p> <p>(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能で あるが、抽象的なことは難しい。身近生活も一人でできる程度)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時 に応じた援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は 可能である。具体的な指示であれば理解ができ、身近生活についても おおむね一人でできる程度)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、 身近生活についても部分的にできる程度)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできな い。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近生活の処理も 一人ではできない程度)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○ 勤務先 一般企業 就労支援施設 その他() ○ 雇用体系 障害者雇用 一般雇用 自営 その他() ○ 勤続年数(年 ヶ月) ○ 仕事の頻度(週に 月に()日) ○ ひと月の給与(円程度) ○ 仕事の内容</p> <p>○ 職場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知的障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p>
<p>⑦ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力</p>	
<p>⑧ 予 後</p>	
<p>⑨ 備 考</p>	
<p>上記のとおり診断しました。 平成 年 月 日</p> <p>病院又は診療所の名称 診療担当科名</p> <p>所在地 医師氏名 印</p>	